

国保連合会だより



NO. 2023-歯-4
令和6年3月15日
静岡県国民健康保険団体連合会
〒420-8558
静岡市葵区春日2丁目4番34号
TEL (054) 253-5535
<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>

1 令和6年度診療報酬等の支払予定日は次のとおりです。

支払年月	電子情報処理組織等を使用して請求を行う 保険医療機関等の振込日	紙媒体を使用して請求を行う 保険医療機関等の振込日
令和6年4月	19日(金)	25日(木)
令和6年5月	20日(月)	24日(金)
令和6年6月	20日(木)	25日(火)
令和6年7月	19日(金)	25日(木)
令和6年8月	20日(火)	23日(金)
令和6年9月	20日(金)	25日(水)
令和6年10月	18日(金)	25日(金)
令和6年11月	20日(水)	25日(月)
令和6年12月	20日(金)	25日(水)
令和7年1月	20日(月)	24日(金)
令和7年2月	20日(木)	25日(火)
令和7年3月	19日(水)	25日(火)

2 令和6年度の診療(調剤)報酬請求書の受付について

令和6年度の診療(調剤)報酬請求書等の受付を次のとおり行いますので、お知らせします。

1 提出期日

- ・磁気媒体及び紙請求 毎月10日 17:00(必着)
- ・オンライン請求 毎月5日～7日 8:00～21:00
8日～10日 8:00～24:00

2 休日受付

- ・土・日・祝日は閉所日ですが、提出期限日である10日が、土・日となる次の月は、本会事務所を開所して、受付業務を行います。

令和6年 8月10日(土) 11月10日(日)

開所時間 8:30～17:00

3 その他

- ・休日受付では、受付業務のみ行い、診療内容や返戻等の照会対応は行いませんので御了承ください。
- ・提出期限日前の早期提出に御協力願います。

3 オンライン請求における受付・事務点検ASPチェックの拡充について

令和6年4月請求分から、電子点数表によるASPチェックが追加されます。

【追加するチェックの具体例】

点数表	エラーコード	結果リストメッセージ
医科*1	L7111	[同日、同月、1週間（暦週）]において、[診療行為A]に含まれる[診療行為B]の併算定について、ご確認願います。
医科*1	L7112	[同日、同月、1週間（暦週）]において、[診療行為A]と[診療行為B]の併算定について、ご確認願います。
医科*1	L7113	[同日、1週間（暦週）、2週間（暦週）]において、[n]回を超える[診療行為C]の算定について、ご確認願います。
歯科	L7131	[同日、同月、1週間（暦週）]において、[診療行為A]に含まれる[診療行為B]の併算定について、ご確認願います。
歯科	L7132	[同日、同月、1週間（暦週）]において、[診療行為A]と[診療行為B]の併算定について、ご確認願います。
歯科	L7133	[同日、1週間（暦週）、2週間（暦週）]において、[n]回を超える[診療行為C]の算定について、ご確認願います。

*1 総括対象医科入院レセプト含む

※ オンライン請求医療機関においては、令和6年4月請求分から、以上の項目について、請求前に誤りを修正することが可能となります。

4 令和6年度オンライン請求システムに係る振込額データダウンロード機能の公開スケジュールについて

(1) 対象帳票 (すべて PDF 形式になります)

- ① 増減点返戻通知書
- ② 資格確認結果連絡書 (原審査) (再審査)
- ③ 再審査結果通知書
- ④ 公費負担医療過誤調整結果通知書
- ⑤ 国民健康保険過誤調整結果通知書
- ⑥ 後期高齢者過誤調整結果通知書
- ⑦ 生年月日等修正連絡書
- ⑧ 振込通知書

(2) 公開スケジュール

請求年月	対象帳票	① ~ ⑦	⑧
令和6年	4月	5月5日 (日)	5月14日 (火)
	5月	6月5日 (水)	6月14日 (金)
	6月	7月5日 (金)	7月17日 (水)
	7月	8月5日 (月)	8月14日 (水)
	8月	9月5日 (木)	9月14日 (土)
	9月	10月5日 (土)	10月16日 (水)
	10月	11月5日 (火)	11月14日 (木)
	11月	12月5日 (木)	12月14日 (土)
	12月	1月5日 (日)	1月15日 (水)
令和7年	1月	2月5日 (水)	2月14日 (金)
	2月	3月5日 (水)	3月14日 (金)
	3月	4月5日 (土)	4月15日 (火)

【問い合わせ先】

(医科)	審査第1、2、3課	054-253-5540
(歯科)	審査第4課	054-253-5535
(調剤)	審査調整課	054-253-5541

浜松市からのお知らせ

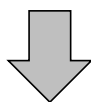
■令和6年4月1日から医療費制度の助成内容を次のように変更します。

※ 変更箇所を下線で示しています。

1 乳幼児の通院無償化（子ども医療・ひとり親医療・重度心身障害児医療）

【変更前】

種 別	83 子ども医療			84	85
	乳幼児医療	小・中学生医療	高校生世代医療	ひとり親医療	重度心身障害児医療
対 象	0歳～就学前	小1～中3	中学卒業～ 18歳	親及び 20歳までの子	手帳所持者等 (うち20歳未満)
自己負担	入院：無料 通院：500円/回 ※0歳児無料（時間外除く）			入院：無料 通院：1医療機関 500円/月 ※0歳児無料（時間外除く）	
時間外の 取扱い	通院：500円/回	助成対象外		通院：1医療機関 500円/月	



【令和6年4月診療分～】

種 別	83 子ども医療			84	85
	乳幼児医療	小・中学生医療	高校生世代医療	ひとり親医療	重度心身障害児医療
対 象	変 更 な し				
自己負担	入院：無料 <u>通院：無料</u> <u>(時間外除く)</u>	入院：無料 通院：500円/回（時間外除く）		入院：無料 通院：1医療機関 500円/月 <u>※乳幼児無料（時間外除く）</u>	
時間外の 取扱い	変更なし (従来どおり 通院：500円/回)	変更なし		変更なし (乳幼児も従来どおり 通院：1医療機関 500円/月)	

※ 乳幼児とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日まで

※ 訪問看護は、84ひとり親医療対象外

2 ひとり親家庭等医療費及び重度障害者（児）医療費助成制度に係る請求方法

(1) 浜松市内の保険医療機関・保険薬局・訪問看護ステーション

従来どおり、変更後の助成内容に合わせた自己負担額を徴収し、レセプトにてご請求ください。

(2) 浜松市以外の保険医療機関・保険薬局・訪問看護ステーション及び県内の柔道整復師

従来どおり、保険証等に合わせた自己負担額を全額徴収してください。

ご提出いただく「ひとり親家庭等医療費明細書」または「重度障害者（児）医療費明細書」により、後日、浜松市から受給者に助成金を償還します。

■ 問い合わせ先

子ども医療・ひとり親医療費助成 浜松市子育て支援課 TEL：053-457-2792

重度心身障害者（児）医療費助成 浜松市障害保健福祉課 TEL：053-457-2212